

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年4月2日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 0件 意見なし 議題（２） ・ 感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・ 感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・ 感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問2件 →合格2件 不合格0件 ・ 感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問5件 →合格5件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年4月16日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 0件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問3件 →合格3件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年5月7日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 1件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問2件 →合格2件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年5月21日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 0件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問1件 →合格1件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年6月4日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告 （2）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（1） 0件 意見なし 議題（2） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問2件 →合格2件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年6月18日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告 （2）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（1） 2件 意見なし 議題（2） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問2件 →合格2件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問2件 →合格2件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問5件 →合格5件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年7月2日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 0件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問2件 →合格2件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問4件 →合格4件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年7月16日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告 （2）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（1） 0件 意見なし 議題（2） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問5件 →合格5件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年8月6日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告 （2）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（1） 1件 意見なし 議題（2） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問3件 →合格3件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年8月20日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 0件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問0件 →合格0件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年9月3日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告 （2）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（1） 1件 意見なし 議題（2） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問1件 →合格0件 不合格1件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年9月17日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 0件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問2件 →合格2件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問1件 →合格1件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年10月1日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告 （2）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（1） 0件 意見なし 議題（2） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問3件 →合格3件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年10月15日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 0件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問2件 →合格2件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問0件 →合格0件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年11月5日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 0件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問3件 →合格3件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年11月19日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 0件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問2件 →合格2件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年12月3日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 0件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問3件 →合格3件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和6年12月17日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 0件 意見なし 議題（２） ・ 感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・ 感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・ 感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・ 感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問3件 →合格3件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和7年1月7日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 1件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問1件 →合格1件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和7年1月21日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 0件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問3件 →合格3件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和7年2月18日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告 （2）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（1） 0件 意見なし 議題（2） ・ 感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・ 感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・ 感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・ 感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問1件 →合格1件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和7年3月4日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 0件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問5件 →合格5件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和7年3月18日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名（当日の出席数とは異なる）
区 側 出 席 者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 1件 意見なし 議題（２） ・ 感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・ 感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・ 感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・ 感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問1件 →合格1件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）